

新型コロナウイルス（保健省の感染防止策）

令和2年3月18日

保健省は、政令第489号（2020年3月16日承認）を発表しました。これは保健省が累次にわたり同省のHPにて周知していた新型コロナウイルスへの感染防止策を整理・明確化したものです。その要旨は以下の通りですので、在留邦人の皆様におかれても、この防止策に留意して感染予防を心がけてください。

1 施設の一時的閉鎖

群衆が集うことを避ける観点から、以下該当場所・施設を一時的に閉鎖する。

（1）娯楽施設：バー、ディスコ、食堂、パブ、居酒屋、バーベキュー、カジノ、宴会場、公園、ダンス場、社交クラブ、子供向け施設、ゲームセンター、賭博場、ビリヤード場、テラス、ボーリング場、サーカス、公演、展覧会、民芸品、映画館、劇場、ホール、博物館、劇、コンベンションセンター、ナイトクラブ。なおホテル、マンション、ビーチリゾートなど複合施設内の同様の施設も対象。

（2）スポーツ関連：ジム、サッカー・野球・その他類似するスポーツの競技場、バスケットコート、テニスコート、プール、練習場、バイク・自転車・自動車のサーキット、スタジアム、その他スポーツ場及びイベント

2 マンション内での規制

庭園、プール、娯楽施設、マンション、複合施設や家などのソーシャルエリアを一時的に閉鎖すると共に、パーティーなどの行事開催を禁止する。

3 水利用の合理化

全国における水利用の合理化のため、洗車サービスを一時停止すると共に、娯楽や庭での撒水などにおける過度な水利用を禁止する。

4 保健衛生チームの派遣

保健省は、今般新型コロナウイルスの感染拡大に伴い導入された各種規制が遵守されているか確かめるため、国家警察及び治安当局と共に構成される保健衛生チームを全国に派遣する。同チームは、商業施設、非商業施設、ホテル、マンション等建物の入口付近での監視の他、必要に応じて体温の測定、疫学検査や口頭での個人情報への質問等を行う場合がある。

5 各地域の監督

保健省は各地にリエゾンを配置する。

6 スーパーマーケット

スーパーマーケットは、保健衛生の安全性に係る全ての手続きを遵守しなければならない。全てのスーパーマーケットは、アルコール除菌ジェルの他、トイレに石鹸とペーパータオルを設置しなければならない。

7 レストラン、薬局及び銀行

全てのレストラン、薬局及び銀行は、屋内に入れる人数を一定数に限定しなければならない。保健省はその遵守の確認を行う場合がある。またレストランでの客同士の間隔や、薬局、銀行での窓口やレジに並ぶ際の間隔につき、各人の間を1メートル保たなければならない。

8 民間セクター

業務遂行の観点から引き続き営業している民間セクターは、極力保健省の要求に従い、協力するよう努めなければならない。新型コロナウイルスのパンデミック対策として必要な資材の購入については、保健省のニーズを優先しなければならない。

9 メディア

ラジオ、テレビ及び新聞の各社は、保健省の要請に応じて同省の宣伝、ビデオ及び教育プログラムの放映・掲載量を増加させなければならない。

10 地方保健当局

地方の保健当局に対し、当政令の遵守を監督するための仕組みを構築するよう指示する。

11 会計検査院

会計検査院に対し、非常事態に必要とされる医薬品等の落札承認手続きの迅速化を依頼する。

12 本政令の規定に違反した場合、懲罰が科される。